（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官、産業教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、修学支援システム専門官及び産業教育調査官それぞれ一人並びに教科調査官七人を置く。

2　［略］

3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものに関する重要事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

一　［略］

二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。第五項において同じ。）の奨学に関すること。

4　［略］

5　修学支援システム専門官は、参事官のつかさどる職務のうち高等学校等就学支援金の支給及び生徒の奨学に係る情報システムの開発及び運用に関する専門的事項についての企画及び立案に関するものを助ける。

6・7　［略］

（企画官及び視学官）

第三十五条　［略］

2　［略］

3　視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［略］

（地域大学振興室及び大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院教育振興専門官及び公立大学専門官）

第三十七条　［略］

2　地域大学振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

二　前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　大学における教育のための補助に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

5　学校保健対策専門官は、学校保健に関する専門的事項についての調査、指導及び助言（スポーツ庁の所掌に属するものを除く。）に当たる。

6　学校給食調査官は、学校給食用物資の確保、学校給食の安全衛生の向上、学校給食指導の充実その他の学校給食の普及充実に関する調査、指導及び助言に当たる。

（高校修学支援企画官、産業教育振興企画官、産業教育調査官及び教科調査官）

第三十二条　初等中等教育局に、高校修学支援企画官、産業教育振興企画官及び産業教育調査官それぞれ一人並びに教科調査官七人を置く。

2　［同上］

3　高校修学支援企画官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち次に掲げるものを助ける。

一　［同上］

二　生徒（専修学校の専門課程の生徒を除く。）の奨学に関すること。

4　［同上］

［項を加える。］

5・6　［同上］

（企画官及び視学官）

第三十五条　［同上］

2　［同上］

3　視学官は、命を受けて、大学及び高等専門学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

4　［同上］

（地域大学振興室及び大学入試室並びに大学教育システム専門官、大学院教育振興専門官及び公立大学専門官）

第三十七条　［同上］

2　地域大学振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［同上］

二　前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

三　大学における教育のための補助に関する事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事務のうち地域の振興に資する見地からするものに関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに総合教育政策局及び初等中等教育局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）。